

発議第2号

特別委員会（手話言語条例調査研究特別委員会）の設置について

太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により、別案のとおり提出する。

令和5年9月20日

太宰府市議会 議長 門田 直樹 様

提出者 議会運営委員会

委員長 長谷川 公 成

理 由

手話を必要とする者の意思疎通及び自己形成の手段としての利用を推進し、誰もが安心して生活できる共生社会の実現等を趣旨とする手話言語条例の制定に向けた調査研究を行うため。

特別委員会（手話言語条例調査研究特別委員会）の設置について

下記のとおり特別委員会を設置する。

記

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 名 称  | 手話言語条例調査研究特別委員会                                |
| 2 | 設置目的 | 誰もが安心して生活できる共生社会の実現のため、手話言語条例の制定に向けた調査、研究を行うこと |
| 3 | 付議事件 | 手話言語条例に関する件                                    |
| 4 | 構 成  | 9人をもって構成する                                     |
| 5 | 経 費  | 予算の範囲内   |
| 6 | 設置期間 | 付議事件の審査終了まで                                    |